

Translation by Professor Takashi Uchida (Senior Advisor, Ministry of Justice; Member of the Working Group for the preparation of the UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts), Professor Hiroo Sono (Hokkaido University) and Professor Tetsuo Morishita (Sophia University). All rights reserved.

UNIDROIT 国際商事契約原則 2010 訳注

前 文

(本原則の目的)

本原則は、国際商事契約のための一般的準則を定めるものである。

本原則は、契約が本原則により規律される旨当事者が合意したときに適用される*).

本原則は、当事者が、契約は「法の一般原則」、*「lex mercatoria」*、その他これに準ずるものにより規律される旨合意したときに適用することができる。

本原則は、当事者がその契約を規律すべきいかなる法も選択していないときに適用することができる。

本原則は、国際的統一法等を解釈し、または補充するために用いることができる。

本原則は、国内法を解釈し、または補充するために用いることができる。

本原則は、国内および国際的分野における立法者のためのモデルとなり得る。

第 1 章 総 則

第 1.1 条

(契約の自由)

当事者は、自由に、契約を締結しその内容を決定することができる。

第 1.2 条

(方式の自由)

本原則は、契約、言明、その他のいかなる行為も、またはその証明も、特定の方式でされることを要求するものではない。契約は、証人を含むいかなる方法によっても証明することができる。

第 1.3 条

(契約の拘束力)

有効に締結された契約は当事者を拘束する。契約は、その条項もしくは合意によるとき、または本原則に特に定めがあるときに限り、これを変更または解消することができる。

訳注 本翻訳は、内田貴(法務省参与)、曾野裕夫(北海道大学教授)、森下哲朗(上智大学教授)の共訳である。

*) 契約が本原則により規律される旨を定めたいと考える当事者は、任意の例外または修正を加えたうえで、以下の文言を用いることができる。

「本契約は UNIDROIT 原則(2010) [(ただし、…条を除く.)] により規律される。」

本原則に加えて、特定の法域の法の適用を定めたいと考える当事者は、以下の文言を用いることができる。

「本契約は UNIDROIT 原則(2010) [(ただし、…条を除く.)] および必要な場合にそれを補充する [X] の法により規律される。」

第 1.4 条

(強行規定)

本原則は、国際私法の準則に従って適用される強行規定については、その由来が国内的、国際的、または超国家的のいずれであるかにかかわらず、その適用を妨げるものではない。

第 1.5 条

(当事者による排除または変更)

当事者は、本原則に別段の定めがない限り、本原則の適用を排除し、またはそのいずれの規定についてもその適用を排除し、もしくはその効果を変更することができる。

第 1.6 条

(本原則の解釈および補充)

- (1) 本原則の解釈にあたっては、その国際的性格、および適用における統一を促進する必要性を含むその目的が考慮されなければならない。
- (2) 本原則の対象となる問題で本原則において明示的に解決されていないものは、可能な限り本原則の基礎にある一般原則に従って解決されなければならない。

第 1.7 条

(信義誠実および公正取引)

- (1) 各当事者は、国際取引における信義誠実および公正取引の原則に従って行動しなければならない。
- (2) 当事者は、前項の義務を排除しまたは制限することができない。

第 1.8 条

(矛盾行為)

当事者の一方は、自らが相手方に生じさせた理解であって、相手方がそれを信頼して合理的に行動したものと矛盾する行為をすることによって、相手方に損失を負わせてはならない。

第 1.9 条

(慣習および慣行)

- (1) 当事者は、合意した慣習および当事者がその間で確立させている慣行に拘束される。
- (2) 当事者は、その特定の取引分野における契約当事者に広く知られ、かつ、国際取引において通常遵守されている慣習に拘束される。ただし、その慣習を適用することが不合理なときはこの限りではない。

第 1.10 条

(通知)

- (1) 通知が必要とされるときには、通知は、状況に応じ適切でないかなる方法によっても行うことができる。

- (2) 通知は、それが向けられた者に到達した時に効力を生ずる。
- (3) 第(2)項の適用にあたって、通知がある者に「到達」した時とは、それがその者に口頭で伝えられた時、またはその者の営業所もしくは郵送先住所に配達された時とする。
- (4) 本条の適用にあたって、「通知」は表示 (declaration)、要求 (demand)、要請 (request)、その他すべての意思の伝達を含む。

第 1.11 条 (定義)

本原則において、

- 「裁判所」は仲裁廷を含む。
- 当事者が営業の場所を 2 つ以上有するときは、「営業所」とは、契約の締結前または締結時に両当事者に知られまたは予期されていた事情を考慮し、契約およびその履行と最も密接な関係を有する場所をいう。
- 「債務者」とは、債務を履行すべき当事者をいい、「債権者」とは、その債務の履行に対する権利を有する当事者をいう。
- 「書面」とは、そこに含まれる情報の記録を保存し、有体的な形で再生され得るすべての伝達方法をいう。

第 1.12 条 (当事者が定めた期間の計算)

- (1) ある行為をすべき期間として当事者が定めた期間中の公の休日または非取引日は、その期間に算入する。
- (2) 前項の規定にかかわらず、その期間の末日が当該行為をすべき当事者の営業所所在地の公の休日または非取引日に当たるときは、特段の事情がない限り、期間はこれに次ぐ最初の取引日まで延長される。
- (3) 基準となる時間帯は、特段の事情がない限り、期間を定める当事者の営業所所在地の時間帯とする。

第 2 章 成立と代理

第 1 節 成 立

第 2.1.1 条 (成立の態様)

契約は、申込みに対する承諾により、または合意を示すのに十分な当事者の行為により締結することができる。

第 2.1.2 条

(申込みの定義)

契約締結の申入れは、それが十分確定的であり、かつ、承諾があれば拘束されるとの申込者の意思が示されているときに申込みとなる。

第 2.1.3 条

(申込みの取りやめ)

- (1) 申込みは、それが相手方に到達した時に効力を生ずる。
- (2) 申込みは、それが撤回不能のものであっても、その取りやめの通知が申込みの到達前または到達と同時に相手方に到達したときは、これを取りやめることができる。

第 2.1.4 条

(申込みの撤回)

- (1) 契約が締結されるまでの間、申込みは、その撤回の通知が相手方が承諾の通知を発する前に相手方に到達したときに限り、これを撤回することができる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当するときには申込みを撤回することができない。
 - (a) 承諾のための期間の設定その他の方法により、申込みが撤回不能であることが示されているとき。
 - (b) 相手方が、申込みを撤回不能であると信頼したことが合理的であり、かつ、相手方がその申込みを信頼して行動したとき。

第 2.1.5 条

(申込みの拒絶)

申込みは、それに対する拒絶が申込者に到達した時に、効力を失う。

第 2.1.6 条

(承諾の方法)

- (1) 申込みに対する同意を示す相手方の言明その他の行為は、承諾とする。沈黙または不作為は、それだけでは承諾とはならない。
- (2) 申込みに対する承諾は、同意の意思表示が申込者に到達した時にその効力を生ずる。
- (3) 前項の規定にかかわらず、申込みに基づき、または慣習もしくは当事者がある間で確立させている慣行により、相手方が、申込者に対して通知することなくある行為をすることによって同意を示すことが認められているときは、その行為がなされた時に承諾の効力が生ずる。

第 2.1.7 条

(承諾期間)

申込みに対する承諾は、申込者の定めた期間内に、または期間の定めがないときは申込者が用いた伝達手段の迅速性を含む諸事情を考慮して合理的な期間内に、なされなければ

ならない。口頭の申込みに対する承諾は、特段の事情がない限り、直ちになさなければならない。

第 2.1.8 条

(承諾期間内の承諾)

申込者が定めた承諾期間は、申込みが発信された時から起算する。申込中に示された時間は、特段の事情がない限り、発信の時間と推定する。

第 2.1.9 条

(遅延した承諾、通信の遅延)

- (1) 遅延した承諾といえども、申込者が、不当に遅延することなく、相手方に対しこれを有効な承諾として扱う旨を伝え、またはその旨の通知を与えたときには、承諾としての効力を有する。
- (2) 遅延した承諾を含む通信が、通常の通信状況であれば適切な時期に申込者に到達していたであろう状況のもとで発信されたことを示しているときは、遅延した承諾も承諾としての効力を有する。ただし、申込者が、不当に遅延することなく、相手方に対し申込みが既に失効していたものとして扱う旨を伝えたときはこの限りではない。

第 2.1.10 条

(承諾の取りやめ)

承諾は、その取りやめの通知が、承諾の効力が生じたであろう時までには申込者に到達したときは、これを取りやめることができる。

第 2.1.11 条

(変更を加えた承諾)

- (1) 申込みに対する承諾としてなされた応答が、付加、制限、その他の変更を含むときは、申込みの拒絶となり、反対申込みとなる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、申込みに対する承諾としてなされた応答が、付加的な条項や異なる条項を含む場合であっても、申込みの内容を実質的に変更するものではないときは承諾となる。ただし、申込者が不当に遅延することなくその齟齬について異議を述べたときはこの限りではない。申込者が異議を述べないときは、承諾に含まれた条項によって変更された申込みの条項が、契約内容となる。

第 2.1.12 条

(確認書)

契約締結後の合理的期間内に送付された、契約の確認のための書面が、追加的なまたは契約内容と異なる条項を含むときは、それらの条項は契約の一部となる。ただし、それらの条項が契約を実質的に変更するとき、またはその受取人が不当に遅延することなくその齟齬について異議を述べたときはこの限りではない。

第 2.1.13 条

(特定事項に関する合意または特定方式による合意にかからしめられた契約締結)

交渉過程において、当事者の一方が、特定事項に関する合意または特定方式による合意に達するまで契約は締結されない旨主張するときは、当該事項に関する合意または当該方式による合意の前には契約は成立しない。

第 2.1.14 条

(未確定条項を含む契約)

- (1) 当事者がある条項の内容を意図的に将来の交渉による合意または第三者の決定に委ねたとしても、当事者が契約を締結する意思を有するときは、契約の成立は妨げられない。
- (2) 前項の場合において、当事者の意思を考慮し、当該状況のもとにおいて合理的な他の方法で当該条項を確定することができるときは、その後生じた以下の各号に定める事実は契約の存在に影響を及ぼさない。
 - (a) 当事者が当該条項につき合意に達しないこと。
 - (b) 第三者が当該条項を決定しないこと。

第 2.1.15 条

(不誠実な交渉)

- (1) 当事者は自由に交渉することができ、合意に達しなくても責任を負わない。
- (2) 前項の規定にかかわらず、交渉を不誠実に行いまたは交渉を不誠実に破棄した当事者は、相手方に生じた損害につき賠償の責任を負う。
- (3) 特に、合意に到達しない意思を有しながら相手方との交渉を始め、または交渉を継続することは、不誠実なものとする。

第 2.1.16 条

(守秘義務)

交渉過程において、当事者の一方が秘密のものとして提示した情報は、後に契約が締結されたか否かにかかわらず、相手方はこれを開示し、または自らのために不適切に用いてはならない。この義務の違反に対する救済には、それが適切であるときは、相手方の取得した利益を基準とした賠償が含まれる。

第 2.1.17 条

(完結条項)

書面による契約中に、当事者が合意した内容は当該書面にすべて示されている旨の条項が存するときは、先行する言明または合意についての証拠により、その契約内容が否認されまたは補充されてはならない。ただし、それらの言明または合意は当該書面を解釈するために用いることができる。

第 2.1.18 条

(書面による変更条項)

書面による契約中に、その変更または合意による解消は書面によるべき旨の条項が存するときは、その契約を他の方法により変更または解消することはできない。ただし、当事者は、自己の行動を相手方が信頼して合理的に行動した限度において、当該条項の援用を妨げられる。

第 2.1.19 条

(定型条項による契約)

- (1) 当事者の一方または双方が契約の締結にあたって定型条項を用いるときには、第 2.1.20 条から第 2.1.22 条までの規定に服するほか、成立に関する一般的準則を適用する。
- (2) 定型条項とは、当事者の一方により、一般的かつ反復的な使用のため予め準備された条項であって、現に相手方との交渉なしに用いられるものをいう。

第 2.1.20 条

(不意打ち条項)

- (1) 定型条項に含まれる条項のうち、相手方が合理的に予期し得なかった性質の条項は、効力を有しない。ただし、相手方がそれに明示的に同意していたときはこの限りではない。
- (2) ある条項が前項の性質を有するか否かを判断するにあたっては、その内容、言語および表示の仕方が考慮されなければならない。

第 2.1.21 条

(定型条項と非定型条項との抵触)

定型条項と定型条項ではない条項との間に抵触が存するときは、後者が優先する。

第 2.1.22 条

(書式の戦い)

当事者双方が定型条項を使用し、これらの定型条項以外について合意に達したときには、契約は、その合意された内容、および定型条項のうち内容的に共通する条項に基づいて締結されたものとする。ただし、当事者の一方が、そのような契約に拘束される意思のない旨を予め明確に示し、または事後に不当に遅延することなく相手方に伝えたときにはこの限りではない。

第 2 節 代 理

第 2.2.1 条

(本節の適用範囲)

- (1) 本節は、代理人が、自らの名において行為するかまたは本人の名において行為するかを問わず、相手方との契約によって、または契約に関して、本人の法律関係に影響を与え

る権限を規律する。

- (2) 本節は、本人または代理人を一方当事者とし、相手方を他方当事者とする関係のみを規律する。
- (3) 本節は、法律によって与えられた代理人の権限、または公的もしくは司法的権限に基づいて任命された代理人の権限を規律するものではない。

第 2.2.2 条

(代理人の代理権の設定と範囲)

- (1) 本人の代理人に対する代理権の授与は明示でも黙示でもこれを行うことができる。
- (2) 代理人は、代理権が授与された目的を達成するために当該状況のもとにおいて必要とされるすべての行為を行なう権限を有する。

第 2.2.3 条

(開示された代理人)

- (1) 代理人がその代理権の範囲内で行為し、相手方が、その代理人が代理人として行為していることを知り、または知るべきであったときは、代理人の行為は本人と相手方との間の法律関係に直接に効力を生じ、代理人と相手方との間には何らの法律関係も生じない。
- (2) 前項の規定にかかわらず、代理人が本人の同意のもとに当該契約の当事者となることを引き受けたときは、代理人の行為は代理人と相手方との間の関係にのみ効力を有する。

第 2.2.4 条

(開示されない代理人)

- (1) 代理人が代理権の範囲内で行為した場合において、相手方が、代理人が代理人として行為していることを知らずまた知るべきであったとはいえないときは、代理人の行為は代理人と相手方との間の関係にのみ効力を有する。
- (2) 前項の規定にかかわらず、代理人がある事業のために相手方と契約を締結する際に、自らをその事業の所有者として表示した場合において、相手方がその事業の真の所有者を知ったときは、相手方は、自らが代理人に対して有する権利をその所有者に対しても行使することができる。

第 2.2.5 条

(無権代理人)

- (1) 代理人が代理権なく、またはその代理権の範囲を超えて行為したときは、その行為は本人と相手方との間の法律関係に効力を生じない。
- (2) 前項の規定にかかわらず、代理人が本人のために行為する権限を有し、かつ当該代理人はその権限の範囲内で行為していると、相手方が信じる合理的な理由を本人が作出したときは、本人は相手方に対して代理人の代理権の不存在を主張することができない。

第 2.2.6 条

(無権代理人の責任)

- (1) 代理権なくまたは代理権の範囲を超えて代理行為を行なった者は、本人の追認がないときは、その者が代理権に基づいて、代理権の範囲を超えることなく行為していたなら置かれたであろうと同じ地位に相手方を置くための損害賠償の責任を負う。
- (2) 前項の場合において、その代理人に代理権がないことまたは代理権の範囲を超えていることを相手方が知り、または知るべきであったときは、代理人は損害賠償の責任を負わない。

第 2.2.7 条

(利益相反)

- (1) 代理人によって締結された契約において、代理人が本人と利益相反の関係にあり、そのことを相手方が知り、または知るべきであったときは、本人は当該契約を取り消すことができる。この取消権には、第 3.2.9 条および第 3.2.11 条から第 3.2.15 条までの規定を適用する。
- (2) 前項の規定にかかわらず、本人は以下の各号のいずれかに該当する場合には契約を取り消すことができない。
 - (a) 代理人が利益相反の関係にあることについて本人が同意を与え、または本人がそのことを知りもしくは知るべきであったとき。
 - (b) 代理人が利益相反を本人に開示し、本人が合理的な期間内に異議を述べなかったとき。

第 2.2.8 条

(復代理)

代理人は、代理人自身が行なうことを期待することが合理的とはいえない行為を行なうために、復代理人を選任する黙示的な権限を有する。本節の規定は復代理に適用する。

第 2.2.9 条

(追認)

- (1) 本人は、代理権なしにまたは代理権の範囲を超えてされた代理人の行為を追認することができる。追認によって、その行為は、最初から権限に基づいてされたのと同様の効力を生ずる。
- (2) 相手方は本人に対する通知によって追認のための相当の期間を定めることができる。本人がその期間内に追認をしないときは、本人は追認する権利を失う。
- (3) 代理行為の時に、相手方が代理権の不存在を知らず、また知るべきでもなかったときは、相手方は、追認がなされるまでいつでも、本人に通知することによって追認に拘束されることを拒絶することができる。

第 2.2.10 条

(代理権の消滅)

- (1) 代理権の消滅は、相手方がそれを知り、または知るべきであった場合を除き、相手方に対抗することができない。
- (2) 代理権が消滅した場合においても、代理人は本人の利益が害されることを防ぐために必要な行為をする権限を有する。

第 3 章 有効性

第 1 節 総則

第 3.1.1 条

(対象外とされる事項)

本章は能力の欠如について扱わない。

第 3.1.2 条

(単純合意の有効性)

契約の締結、変更および解消は、当事者の合意のみによってすることができ、その他の要件を要しない。

第 3.1.3 条

(原始的不能)

- (1) 契約締結時に、債務の履行が不可能であったという事実のみで、契約の有効性が影響を受けることはない。
- (2) 契約締結時に、当事者の一方が契約に関係する財産を処分する権限を有していなかったという事実のみで、契約の有効性が影響を受けることはない。

第 3.1.4 条

(強行規定性)

本章に定める詐欺、強迫、過大な不均衡、および違法性に関する規定は強行規定である。

第 2 節 取消原因

第 3.2.1 条

(錯誤の定義)

錯誤とは、契約締結時に存在する事実または法に関する誤った想定をいう。

第 3.2.2 条

(取消原因となる錯誤)

- (1) 当事者が錯誤により契約を取り消すことができるのは、錯誤に陥った当事者と同じ状況に置かれた合理的な者が、真の事情を知っていれば、実質的に異なる条項のもとでのみ契約を締結し、または契約を全く締結しなかったであろうほどに、錯誤が契約締結時において重要なものであり、かつ以下の各号のいずれかに該当するときに限られる。
- (a) 相手方が、同じ錯誤に陥っていた場合、錯誤当事者の錯誤を生じさせた場合またはその錯誤を知りもしくは知るべき場合であって、錯誤当事者を錯誤に陥ったままにすることが公正な取引についての商取引上の合理的な基準に反するとき。
 - (b) 相手方が、取消時まで、契約を信頼した合理的な行動をしていないとき。
- (2) 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当するときは当事者は契約を取り消すことができない。
- (a) 錯誤に陥るにつき重大な過失があったとき。
 - (b) 錯誤が、錯誤のリスクが錯誤当事者によって引き受けられた事柄にかかわるとき、または、諸事情を考慮すれば、錯誤のリスクが錯誤当事者によって負担されるべきとき。

第 3.2.3 条

(表現または通信における誤り)

表示の表現またはその通信において生じた誤りは、その表示を発した者の錯誤とみなす。

第 3.2.4 条

(不履行に対する救済)

錯誤を主張する当事者が依拠する事情のもとで、不履行に対する救済が与えられまたは与えられ得たときには、その当事者は錯誤を理由に契約を取り消すことができない。

第 3.2.5 条

(詐欺)

言語もしくは行為を含む相手方の詐欺的な表示によって、または、公正な取引についての商取引上の合理的な基準によれば相手方が開示すべきであった事情の詐欺的不開示によって、当事者が契約を締結したときは、その当事者は契約を取り消すことができる。

第 3.2.6 条

(強迫)

当事者に対する相手方の不当な強迫が、当該事情のもとで、その当事者に合理的な選択の余地を残さないほどに急迫かつ重大なものであり、その強迫によって、その当事者が契約を締結したときは、その当事者は契約を取り消すことができる。特に、その当事者を畏怖させた作為もしくは不作為が、それ自体不法であるとき、または、それを契約締結を実現するための手段として利用することが不法であるときは、強迫は不当である。

第 3.2.7 条

(過大な不均衡)

- (1) 契約または個別の条項が、契約締結時に、相手方に過剰な利益を不当に与えるものであったときは、当事者はその契約または条項を取り消すことができる。その際、他の要素とともに以下の各号に定める要素が考慮されなければならない。
 - (a) その当事者の従属状態、経済的困窮もしくは緊急の必要に、またはその当事者の無思慮、無知、経験の浅さもしくは交渉技術の欠如に、相手方が不当につけ込んだという事実
 - (b) その契約の性質および目的
- (2) 取消権を有する当事者の要請により、裁判所は、公正な取引についての商取引上の合理的な基準に合致するように、その契約または条項を改訂することができる。
- (3) 取消しの通知を受けた当事者が、取消しの通知を受けた後速やかに、かつ、相手方が取消通知を信頼して合理的に行動する前に、当該相手方に自らの改訂要請について知らせたときは、裁判所は、その当事者からの要請によっても、契約または条項を改訂することができる。第 3.2.10 条第(2)項の規定は本項に準用する。

第 3.2.8 条

(第三者)

- (1) 詐欺、強迫、過大な不均衡、または当事者の一方の錯誤が、第三者に起因する場合または第三者がこれを知りもしくは知るべき場合であって、相手方がその第三者の行為につき責任を負うときには、契約は、その第三者の行為や知識が相手方自身のものであったのと同様にこれを取り消すことができる。
- (2) 詐欺、強迫、または過大な不均衡が、その行為につき相手方が責任を負わない第三者に起因する場合において、相手方が、その詐欺、強迫、もしくは不均衡を知りもしくは知るべきであったとき、または取消時まで契約を信頼した合理的な行動をしていなかったときは、契約はこれを取り消すことができる。

第 3.2.9 条

(追認)

契約の取消権を有する当事者が、取消通知のための期間の進行開始後、明示または黙示に契約を追認したときは、契約はこれを取り消すことができない。

第 3.2.10 条

(錯誤による取消権の消滅)

- (1) 当事者の一方が錯誤による取消権を有する場合において、相手方が、取消権を有する当事者の理解した内容で契約を履行する意思表示したとき、またはそのような内容で契約を履行するときは、契約は、取消権を有する当事者が理解していた内容で締結されたものとみなす。相手方は、取消権を有する当事者がどのように契約を理解していたかを知った後速やかに、かつ、その当事者が取消しの通知を信頼して合理的に行動する前に、この表示または履行をしなければならない。

- (2) 前項の表示または履行をもって取消権は消滅し、それ以前になされた取消しの通知は効力を有しない。

第 3.2.11 条

(取消しの通知)

当事者の契約取消権の行使は、相手方に対する通知によってこれを行う。

第 3.2.12 条

(期間制限)

- (1) 取消しの通知は、契約を取り消そうとする当事者が、取消原因となる事実を知った後もしくはそれを知らないことはあり得なくなった後、または、自由に行動し得るようになった後、当該状況のもとにおいて合理的な期間内になされなければならない。
- (2) 契約の個別条項が第 3.2.7 条により取り消され得るときには、取消通知のための期間は、その条項を相手方が援用した時から進行する。

第 3.2.13 条

(一部取消し)

取消原因が契約の個別条項のみにかかわるときは、取消しの効果は当該条項に限定される。ただし、契約の残りの部分を維持することが、当該状況のもとにおいて不合理であるときにはこの限りではない。

第 3.2.14 条

(取消しの遡及効)

取消しの効果は遡及する。

第 3.2.15 条

(原状回復)

- (1) 取消により、各当事者は、契約または契約の取り消された部分に基づき自己が給付したものの返還を請求することができる。ただし、契約または契約の取り消された部分に基づき自己が受領したものを同時に返還するときに限る。
- (2) 現物による返還が可能でないときまたは適切でないときは、それが合理的である限り金銭による価額の返還がなされなければならない。
- (3) 現物による返還が不可能となった原因が相手方にあるときは、その給付の受領者は金銭による価額の返還をすることを要しない。
- (4) 受領された給付の保存または保守のために合理的に要した費用については、その賠償を請求することができる。

第 3.2.16 条

(損害賠償)

契約が取り消されたか否かにかかわらず、取消原因を知りまたは知るべきであった当事

者は、契約を締結しなければ置かれていたであろう状態に相手方を置くように、損害を賠償する責任を負う。

第 3.2.17 条

(一方的表示)

本章の規定は、当事者の一方から相手方へと向けられたすべての意思の伝達に準用する。

第 3 節 違法性

第 3.3.1 条

(強行規定に反する契約)

- (1) 契約が、本原則第 1.4 条に基づいて適用される強行規定に反する場合において、当該違反が契約にもたらす効果を当該強行規定が明示的に定めているときは、当該強行規定の由来が国内的、国際的、または超国家的のいずれであるかにかかわらず、当該違反が契約にもたらす効果は、当該強行規定が明示的に定める効果とする。
- (2) 強行規定の違反が契約にもたらす効果について、当該強行規定が明示的に定めていないときは、当事者は当該状況において合理的であるような契約上の救済を求める権利を有する。
- (3) 何が合理的であるかを判断するにあたっては、とりわけ以下の各号に定める事由が考慮されなければならない。
 - (a) 違反された規定の目的
 - (b) 当該規定が保護することを目的としている人の類型
 - (c) 違反された規定に基づいて課され得る制裁
 - (d) 違反の重大性
 - (e) 当事者の一方または双方が、当該違反を知りまたは知るべきであったか否か
 - (f) 契約を履行することから必然的に違反が生じるか否か、および
 - (g) 当事者の合理的な期待

第 3.3.2 条

(原状回復)

- (1) 第 3.3.1 条に定める強行規定に違反する契約の履行がなされた場合において、当該状況の下において合理的であるときは、原状回復が認められる。
- (2) 何が合理的であるかを判断するにあたっては、第 3.3.1 条第(3)項に定められた基準が、適切な補正のうえで、考慮されなければならない。
- (3) 原状回復が認められるときは、第 3.2.15 条に規定する準則を準用する。

第4章 解釈

第4.1条

(当事者の意思)

- (1) 契約は当事者の共通の意思に従って解釈されなければならない。
- (2) 前項の意思を証明することができないときは、契約は、当事者と同種の合理的な者が同じ状況のもとでその契約に与えるであろう意味に従って解釈されなければならない。

第4.2条

(言明およびその他の行為の解釈)

- (1) 当事者の言明およびその他の行為は、相手方がその意思を知りまたは知らないことはあり得なかったときは、その意思に従って解釈されなければならない。
- (2) 前項の規定が適用されないときには、当事者の言明およびその他の行為は、相手方と同種の合理的な者が同じ状況のもとでその行為に与えるであろう意味に従って解釈されなければならない。

第4.3条

(考慮すべき事情)

前2条の適用にあたっては、以下の各号に定める事情その他一切の事情を考慮しなければならない。

- (a) 契約準備段階における当事者間の交渉
- (b) 当事者がその間で確立させている慣行
- (c) 契約締結後の当事者の行為
- (d) 契約の性質および目的
- (e) 当該取引分野において条項や表現に一般に与えられている意味
- (f) 慣習

第4.4条

(契約全体または言明全体との一貫性)

条項および表現は、それらが含まれている契約または言明の全体に照らして解釈されなければならない。

第4.5条

(すべての条項に効果を与える解釈)

契約条項は、そのうちのいくつかの条項の効果を奪うよりも、それらすべての条項に効果を与えるように解釈されなければならない。

第4.6条

(「作成者不利に (*contra proferentem*)」の原則)

当事者の一方により準備された契約条項が不明瞭なときは、その当事者に不利となるよ

うに解釈されることが望ましい。

第 4.7 条

(言語間の齟齬)

契約に 2 つ以上の言語で作成された版があり、それらが等しく拘束力を有する場合において、それらの間に齟齬があるときは、最初に作成された版に従って解釈されることが望ましい。

第 4.8 条

(条項の欠缺とその補充)

- (1) 契約の当事者が、双方の権利義務の確定にとって重要な条項について合意していないときは、当該状況のもとで適切な条項が補充されなければならない。
- (2) 何が適切な条項であるかを判断するにあたっては、他の要素とともに以下の各号に定める要素が考慮されなければならない。
 - (a) 当事者の意思
 - (b) 契約の性質および目的
 - (c) 信義誠実および公正取引
 - (d) 合理性

第 5 章 内容，第三者の権利および条件

第 1 節 内容

第 5.1.1 条

(明示の債務および黙示の債務)

当事者の契約上の債務は、明示的または黙示的であり得る。

第 5.1.2 条

(黙示の債務)

黙示の債務は以下の各号に定める事由より生ずる。

- (a) 契約の性質および目的
- (b) 慣習および当事者間で確立した慣行
- (c) 信義誠実および公正取引
- (d) 合理性

第 5.1.3 条

(当事者間の協力)

各当事者は、相手方の債務の履行のために協力することが合理的に期待されているときは、相手方に協力しなければならない。

第 5.1.4 条

(特定結果達成義務，最善努力義務)

- (1) 当事者の債務が，特定結果達成義務を含むときは，その当事者は当該結果を達成しなければならない。
- (2) 当事者の債務が，ある業務の履行についての最善努力義務を含むときは，その当事者は，同種の合理的な者が同じ状況のもとでするであろう最善の努力をしなければならない。

第 5.1.5 条

(義務の種類の設定)

当事者の債務が，どの範囲まで，ある業務の履行についての最善努力義務，または特定結果達成義務を含むかを確定するにあたっては，他の要素とともに以下の各号に定める要素が考慮されなければならない。

- (a) 契約におけるその債務の表現方法
- (b) 契約価格およびその他の契約条項
- (c) 期待されている結果の達成において通常見込まれるリスクの程度
- (d) 債権者がその債務の履行に対して及ぼし得る影響

第 5.1.6 条

(履行の質の設定)

履行の質が，契約によって定められていないときまたは契約から確定することができないときは，債務者は，その状況において合理的かつ平均を下回らない質の履行をする義務を負う。

第 5.1.7 条

(価格の決定)

- (1) 契約に価格が定められておらず，かつ，価格を決定するための規定も置かれていない場合，当事者は，反対に解すべき事情がない限り，契約締結時に，当該取引分野での類似の状況において，そのような履行につき一般に請求されていた価格，または，そのような価格を利用することができないときは合理的な価格を指示していたものと推定する。
- (2) 価格が当事者の一方により決定されるべき場合において，なされた決定が明白に不合理なものであるときは，反対の契約条項にかかわらず，合理的な価格をもってこれに代える。
- (3) 価格が第三者により定められるべき場合において，その第三者がこれを定めることができないとき，または定めようとしなないときは，合理的な価格をもってその価格とする。
- (4) 価格が，ある要素に依拠して定められるべき場合において，その要素が存在しないとき，またはそれが消滅もしくは利用し得なくなったときは，それに最も近い同等の要素をもってこれに代える。

第 5.1.8 条

(期間の定めのない契約)

期間の定めのない契約は、各当事者が、予め合理的な期間を置いて通知をすることにより、終了させることができる。

第 5.1.9 条

(合意による放棄)

- (1) 債権者は、債務者との合意によってその権利を放棄することができる。
- (2) 無償での権利放棄の申込みは、債務者がそれを知ったのち遅滞なくその申込みを拒絶しなかったときは承諾されたものとみなす。

第 2 節 第三者の権利

第 5.2.1 条

(第三者のためにする契約)

- (1) 契約当事者（「諾約者」および「要約者」）は、明示的または黙示的な合意によって、第三者（「受益者」）に対して権利を与えることができる。
- (2) 受益者の諾約者に対する権利の発生および内容は、契約当事者の合意によって決まり、その合意に定める条件その他の制限に従う。

第 5.2.2 条

(特定しうる第三者)

受益者は、契約によって十分な確実性をもって特定できなければならないが、契約締結時に存在している必要はない。

第 5.2.3 条

(免責および責任制限条項)

受益者に対して付与することができる権利には、受益者の責任を免除または制限する契約条項に基づく主張をする権利を含む。

第 5.2.4 条

(抗弁)

諾約者は、要約者に対して主張することができたすべての抗弁を受益者に対して主張することができる。

第 5.2.5 条

(撤回)

契約当事者は、契約によって受益者に与えられた権利を、受益者がそれを承諾し、またはそれを信頼して合理的に行動するまでの間、変更または撤回することができる。

第 5.2.6 条

(放棄)

受益者は、与えられた権利を放棄することができる。

第 3 節 条件

第 5.3.1 条

(条件の種類)

契約または契約上の債務は、将来の不確実な事実を条件とすることができ、それによって、当該事実が生じた場合にのみ当該契約または契約上の債務の効力が生じるとすること（停止条件）、または終了するとすること（解除条件）ができる。

第 5.3.2 条

(条件の効果)

当事者が別段の合意をしていない限り、

- (a) 当該契約または契約上の債務は、停止条件が成就した時から効力を生じ、
- (b) 当該契約または契約上の債務は、解除条件が成就した時に終了する。

第 5.3.3 条

(条件への介入)

- (1) 条件の成就が、当事者の一方によって妨害された場合において、それが信義誠実および公正取引の義務または協力義務に反するときは、当該当事者は条件の不成就を援用することができない。
- (2) 条件の成就が、当事者の一方によってもたらされた場合において、それが信義誠実および公正取引の義務または協力義務に反するときは、当該当事者は条件の成就を援用することができない。

第 5.3.4 条

(権利保存の義務)

条件の成否が未定の間は、当事者は、信義誠実および公正取引の原則に従って行為する義務に反して、条件が成就した場合の相手方の権利を害するような行為をしてはならない。

第 5.3.5 条

(解除条件成就の場合の原状回復)

- (1) 解除条件が成就したときは、第 7.3.6 条および第 7.3.7 条に規定する原状回復に関する準則を準用する。
- (2) 当事者が解除条件に遡及効があることを合意していたときは、第 3.2.15 条に規定する原状回復に関する準則を準用する。

第6章 履行

第1節 履行一般

第6.1.1条

(履行期)

債務者は以下の各号に定める時にその債務を履行しなければならない。

- (a) 履行期が契約に定められまたは契約から確定し得る場合は、その時
- (b) 履行期間が契約に定められまたは契約から確定し得る場合は、その期間内のいずれかの時。ただし、相手方が履行期を選択すべき事情があるときはこの限りではない。
- (c) その他の場合は、契約締結後の合理的期間内

第6.1.2条

(一括または分割履行)

第6.1.1条(b)または(c)の場合において、履行を一括してなし得るときは、特段の事情がない限り、当事者はその債務を一括して履行しなければならない。

第6.1.3条

(部分的履行)

- (1) 履行期における部分的履行の申し出は、それが残りの履行に関する保証を伴うものであるか否かにかかわらず、債権者はこれを拒絶することができる。ただし、債権者に拒絶する正当な利益がないときはこの限りではない。
- (2) 部分的履行により債権者に生じた追加的な費用は、債務者が負担しなければならない。債権者が他の救済手段に訴えることは、これにより妨げられない。

第6.1.4条

(履行の順序)

- (1) 当事者双方の履行を同時にすることができるときは、両当事者は、特段の事情がない限り、同時に履行をする義務を負う。
- (2) 当事者の一方のみの履行が一定の期間を要するものであるときは、その当事者は、特段の事情がない限り、先に履行をする義務を負う。

第6.1.5条

(履行期前の履行)

- (1) 債権者は、履行期前の履行を拒絶することができる。ただし、債権者に拒絶する正当な利益がないときはこの限りではない。
- (2) 当事者の一方が履行期前の履行を受領した場合、その当事者の債務の履行期は、それが相手方の債務の履行と無関係に定められているときには、影響を受けない。
- (3) 履行期前の履行により債権者に生じた追加的な費用は、債務者が負担しなければならない。債権者が他の救済手段に訴えることは、これにより妨げられない。

第 6.1.6 条

(履行地)

- (1) 履行地が、契約によって定められておらず、かつ契約から確定することもできないときは、当事者は、以下の各号に定める場所で履行しなければならない。
 - (a) 金銭債務については、債権者の営業所
 - (b) その他の債務については、債務者の営業所
- (2) 契約締結後に当事者が営業所を変更したことにより生じた履行に付随する費用の増加は、その当事者が負担しなければならない。

第 6.1.7 条

(小切手等による支払)

- (1) 支払は、支払地において通常の取引過程で用いられるいかなる形態によっても、することができる。
- (2) 前項の場合において、同項の規定によりまたは任意に、債権者が、小切手、その他の支払指図、または支払約束を受け入れたときは、それが現実に支払われることを条件として受け入れたものと推定する。

第 6.1.8 条

(資金移動による支払)

- (1) 支払は、債権者が口座を有する旨を知らせていた金融機関のいずれへの資金移動によってもすることができる。ただし、債権者が特定の口座を指定していたときはこの限りではない。
- (2) 資金移動による支払の場合には、債務者の債務は、債権者が口座を有する金融機関への資金移動が効力を生ずる時に消滅する。

第 6.1.9 条

(支払通貨)

- (1) 金銭債務が支払地の通貨とは異なる通貨により表示されているときは、債務者は支払地の通貨で支払うことができる。ただし、以下の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。
 - (a) 支払地の通貨が自由な交換可能性を有しないとき。
 - (b) 当事者が、支払は金銭債務の表示されている通貨によってのみなされるべき旨合意していたとき。
- (2) 金銭債務の表示されている通貨によって支払うことが債務者にとって不可能な場合、債権者は、第(1)項(b)に定めるときにおいても、支払地の通貨での支払を求めることができる。
- (3) 支払地の通貨による支払は、弁済期において支払地で広く適用されている為替レートによりなされなければならない。
- (4) 前項の規定にかかわらず、債務者が弁済期に支払わなかったときには、債権者は、弁済期または現実の支払時のいずれかにおいて広く適用されている為替レートによる支払を求めることができる。

第 6.1.10 条

(通貨が表示されていないとき)

金銭債務が特定の通貨により表示されていないときには、支払は、支払がなされるべき場所の通貨によってなされなければならない。

第 6.1.11 条

(履行費用)

各当事者は、その債務の履行費用を負担する。

第 6.1.12 条

(金銭債務の弁済の充当)

- (1) 同一の債権者に対し複数の金銭債務を負う債務者は、弁済時に、その弁済が充当されるべき債務を指定することができる。ただし、この弁済は、まず諸費用、次に弁済期にある利息、最後に元本に充当される。
- (2) 債務者が前項の指定をしない場合において、債務が弁済期にあるものであり、かつ、争いのないものであるときは、債権者は、弁済後の合理的な期間内に、債務者に対し、弁済が充当される債務を指定することができる。
- (3) 第(1)項または第(2)項による充当がなされないときは、弁済は、以下の各号の順でそこに定める基準を満たす債務に充当される。
 - (a) 弁済期にある債務、または先に弁済期の到来すべき債務
 - (b) 債権者が最少の担保しか有しない債務
 - (c) 債務者にとって最も負担の大きい債務
 - (d) 先に発生した債務ただし、上記の基準のいずれにも該当しないときには、弁済は、すべての債務にそれぞれの額に応じて充当される。

第 6.1.13 条

(非金銭債務の弁済の充当)

第 6.1.12 条の規定は、非金銭債務の弁済の充当に準用する。

第 6.1.14 条

(公的許可の申請)

ある国の法により、契約の有効性または履行にかかわる公的許可が必要とされる場合において、同国の法に特別の定めがないときは、特段の事情があるときを除き、以下の各号に定める当事者が、許可を取得するのに必要な手段を講じなければならない。

- (a) 当事者の一方のみがその国に営業所を有するときは、その当事者
- (b) その他のときは、その債務の履行につき許可を要する当事者

第 6.1.15 条

(許可申請の手続)

- (1) 許可を取得するのに必要な手段を講じるべき当事者は、不当に遅延することなくこれをなし、かつ、生じた一切の費用を負担しなければならない。
- (2) 前項の当事者は、それが適切であるときには、不当に遅延することなく、許可の付与またはその拒絶について相手方に通知しなければならない。

第 6.1.16 条

(許可が付与も拒絶もされないとき)

- (1) 許可申請につき責任を負う当事者が、必要なすべての手段を講じたにもかかわらず、約定期間内に、または期間の定めがないときには契約締結後の合理的期間内に、許可が付与も拒絶もされないときは、各当事者は契約を解除することができる。
- (2) 許可が、契約条項の一部のみにかかわる場合において、当該事情のもとで、許可が拒絶されたとしても契約の残りの部分を維持することが合理的であるときは、第(1)項の規定は適用しない。

第 6.1.17 条

(拒絶された許可)

- (1) 契約の有効性にかかわる許可が拒絶されたときは、契約は無効となる。その拒絶が、契約条項の一部のみの有効性にかかわる場合において、当該事情のもとで、契約の残りの部分を維持することが合理的であるときは、当該条項のみが無効となる。
- (2) 許可が拒絶されたことにより、契約の履行の全部または一部が不能となったときは、不履行に関する規定を適用する。

第 2 節 ハードシップ

第 6.2.1 条

(契約の遵守)

契約の履行が、当事者の一方にとって、より負担の大きいものとなっても、ハードシップに関する以下の規定に服するほか、その当事者は自己の債務を履行しなければならない。

第 6.2.2 条

(ハードシップの定義)

ある出来事が生じたため、当事者の履行に要する費用が増加し、または当事者の受領する履行の価値が減少し、それにより契約の均衡に重大な変更がもたらされた場合において、以下の各号に定める要件が満たされるときは、ハードシップが存在する。

- (a) その出来事が生じ、または不利な立場の当事者がそれを知るに至ったのが、契約締結後であること。
- (b) その出来事が、不利な立場の当事者にとって、契約締結時に、合理的にみて考慮し得るものではなかったこと。

- (c) その出来事が、不利な立場の当事者の支配を越えたものであること。
- (d) その出来事のリスクが、不利な立場の当事者により引き受けられていなかったこと。

第 6.2.3 条

(ハードシップの効果)

- (1) ハードシップがあるとされるときには、不利な立場の当事者は、再交渉を要請する権利を有する。この要請は、不当に遅延することなく、かつそれを基礎づける根拠を示してしなければならない。
- (2) 再交渉の要請は、それ自体は、不利な立場の当事者に履行を留保する権利を与えるものではない。
- (3) 合理的期間内に合意に達することができないときは、各当事者は裁判所に次項の判断を求めることができる。
- (4) 裁判所は、ハードシップがあると認める場合において、それが合理的であるときは、以下の各号の判断を行うことができる。
 - (a) 裁判所の定める期日および条件により、契約を解消すること。
 - (b) 契約の均衡を回復させるために契約を改訂すること。

第 7 章 不履行

第 1 節 不履行一般

第 7.1.1 条

(不履行の定義)

不履行とは、当事者が契約上の債務のいずれかを履行しないことをいい、不完全な履行および遅延した履行を含む。

第 7.1.2 条

(債権者による妨害)

当事者は、相手方の不履行が、自己の作為もしくは不作為により生じたとき、または自己がそのリスクを負担すべきその他の出来事により生じたときは、その限りにおいて、相手方の不履行を主張することができない。

第 7.1.3 条

(履行の留保)

- (1) 両当事者が同時に履行すべきときには、各当事者は、相手方がその履行の提供をするまで、自己の履行を留保することができる。
- (2) 両当事者が異なる時に履行すべきときには、後に履行すべき当事者は、先に履行すべき当事者が履行するまで、自己の履行を留保することができる。

第 7.1.4 条

(債務者による不履行の追完)

- (1) 債務者は、以下の各号に定める要件が満たされるときには、自己の費用で、いかなる不履行も追完することができる。
 - (a) 債務者が、不当に遅延することなく、追完の方法および時期についての提案を示した通知をすること。
 - (b) 追完が当該状況のもとにおいて適切なものであること。
 - (c) 債権者が、追完を拒む正当な利益を有しないこと。
 - (d) 追完が速やかにもたらされること。
- (2) 追完をする権利は、解除の通知により妨げられない。
- (3) 追完の通知が有効になされたときには、債権者の権利のうち債務者の履行と相容れないものは、追完の期間が経過するまで停止する。
- (4) 債権者は、追完がなされるまでの間自己の履行を留保することができる。
- (5) 追完がなされても、債権者は、遅延に対する損害賠償請求権、および追完に起因する損害または追完によって防ぐことができなかつた損害に対する賠償請求権を保持する。

第 7.1.5 条

(履行のための付加期間)

- (1) 不履行のときには、債権者は、債務者への通知により、履行のための付加期間を付与することができる。
- (2) 前項の付加期間の間、債権者は自己が負う反対給付の債務の履行を留保し、かつ損害賠償を請求することができるが、その他の救済手段に訴えることはできない。債権者が、債務者から、その付加期間内に履行しないと通知を受け、または、その付加期間が経過しても適切な履行がなされないときは、債権者は、本章の定めるいずれの救済手段に訴えることもできる。
- (3) 履行の遅延が重大でない場合において、債権者が合理的な長さの付加期間を付与する旨通知したときは、債権者はその期間満了時に契約を解除することができる。付与された付加期間の長さが合理的でないときは、それは合理的な長さに延長される。債権者は、その通知において、債務者が通知により付与された期間内に履行しないとときは契約は自動的に解除される旨定めることができる。
- (4) 第(3)項の規定は、履行されていない債務が、債務者の契約上の債務の些細な部分に過ぎないときはこれを適用しない。

第 7.1.6 条

(免責条項)

不履行による当事者の責任を制限もしくは排除する条項、または、相手方が合理的に期待したものとは実質的に異なる履行をすることを当事者に許す条項は、契約の目的を考慮し、それを主張することが著しく不公正であるときは、これを主張することができない。

第 7.1.7 条

(不可抗力)

- (1) 債務者は、その不履行が自己の支配を越えた障害に起因するものであることを証明し、かつ、その障害を契約締結時に考慮しておくことまたはその障害もしくはその結果を回避し、もしくは克服することが合理的にみて期待し得るものでなかったことを証明したときは、不履行の責任を免れる。
- (2) 障害が一時的なものであるときは、前項の免責は、その障害が契約の履行に及ぼす影響を考慮して合理的な期間についてのみその効力を有する。
- (3) 履行をしなかった債務者は、その障害およびその障害が自己の履行能力に及ぼす影響について債権者に通知しなければならない。その通知が、債務者が障害を知りまたは知るべきであった時から合理的期間内に債権者に到達しないときには、債務者は、不到達の結果生じた損害につき責任を負う。
- (4) 本条は、当事者が、契約の解除権を行使すること、または履行を留保し、もしくは支払われるべき金銭の利息を求めることを妨げるものではない。

第 2 節 履行を請求する権利

第 7.2.1 条

(金銭債務の履行)

金銭の支払義務を負う債務者が、これを履行しないときには、債権者は支払を請求することができる。

第 7.2.2 条

(非金銭債務の履行)

金銭の支払以外の債務を負う債務者がそれを履行しないときには、債権者はその履行を請求することができる。ただし、以下の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (a) 履行が法律上、または事実上不可能であるとき。
- (b) 履行または履行の強制が、不合理なほどに困難であるか、費用のかかるものであるとき。
- (c) 債権者が、他から履行を得ることが合理的にみて可能であるとき。
- (d) 履行が、当該債務者のみがなし得る性格のものであるとき。
- (e) 債権者が、不履行を知りまたは知るべきであった時から合理的な期間内に履行を請求しないとき。

第 7.2.3 条

(不完全な履行の修補および取換え)

履行を請求する権利は、それが適切な場合には、不完全な履行の修補、取換え、その他の追完を請求する権利を含む。第 7.2.1 条および第 7.2.2 条の規定はこの場合に準用する。

第 7.2.4 条

(裁判上の制裁金)

- (1) 裁判所が債務者に履行を命ずる場合、命令に従わないときはその債務者が制裁金を支払うべきことを併せて命ずることができる。
- (2) 法廷地の強行規定に別段の定めがあるときを除き、前項の制裁金は債権者に支払われなければならない。債権者への制裁金の支払は、いかなる損害賠償の請求をも妨げない。

第 7.2.5 条

(救済手段の変更)

- (1) 非金銭債務の履行を請求した債権者が、指定の期間内、または期間の指定がないときには合理的な期間内に、履行を受けなかったときは、他のいかなる救済手段をも主張することができる。
- (2) 裁判所の、非金銭債務の履行を命ずる判断が執行され得ないときには、債権者は他のいかなる救済手段をも主張することができる。

第 3 節 解 除

第 7.3.1 条

(契約の解除権)

- (1) 当事者の一方は、相手方の契約上の債務の不履行が、重大な不履行にあたるときは、その契約を解除することができる。
- (2) 債務の不履行が重大な不履行にあたるか否かを判断するにあたっては、特に以下の各号に定める事情が考慮されなければならない。
 - (a) その不履行が、当該契約のもとで債権者が当然に期待することができたものを実質的に奪うことになるか否か。ただし、債務者が、そのような結果を予見せず、かつ、合理的に予見することができなかつたときはこの限りではない。
 - (b) その債務の厳格な履行が、当該契約のもとで、不可欠な要素であったか否か。
 - (c) その不履行が、意図的または無謀なものであったか否か。
 - (d) その不履行が、債権者に、債務者の将来の履行はあてにできないと信ずる根拠を与えているか否か。
 - (e) 契約が解除されたときに、債務者が、準備や履行のための行為を行ったことにより過剰な損失を被ることになるか否か。
- (3) 履行の遅延の場合において、第 7.1.5 条のもとで付与された付加期間の満了までに債務者が履行しないときにも、債権者は契約を解除することができる。

第 7.3.2 条

(解除の通知)

- (1) 契約を解除する当事者の権利は、相手方に対する通知により行使される。
- (2) 履行が遅れて提供され、または契約に適合しないものである場合、債権者は、その遅延した履行の提供または不適合な履行を知りまたは知るべきであった時から合理的な期

間内に相手方に対して通知をしたときを除き、契約を解除する権利を失う。

第 7.3.3 条

(履行期前の不履行)

債務者の履行期前に、その債務者による重大な不履行が起きるであろうことが明瞭であるときは、債権者は契約を解除することができる。

第 7.3.4 条

(適切な履行に対する相当な担保)

債務者による重大な不履行が起きるであろうことを信ずるにつき合理的な理由を有する債権者は、適切な履行に対する相当な担保を要求することができ、かつ、その間自己の履行を留保することができる。合理的な期間内にこの担保が提供されないときは、これを要求した債権者は契約を解除することができる。

第 7.3.5 条

(解除の効果一般)

- (1) 契約の解除は、将来の履行を実現しこれを受領すべき債務から両当事者を免れさせる。
- (2) 解除は、不履行に対する損害賠償の請求を妨げない。
- (3) 解除は、契約中の紛争解決のための規定、その他解除後にも適用されるべき契約の条項には影響を及ぼさない。

第 7.3.6 条

(一回的給付の契約に関する原状回復)

- (1) 一回的給付の契約の解除により、各当事者は、契約に基づき自己が給付したものの返還を請求することができる。ただし、契約に基づき自己が受領したものを同時に返還するときに限る。
- (2) 現物による返還が可能でないときまたは適切でないときは、それが合理的である限り金銭による価額の返還がなされなければならない。
- (3) 現物による返還が不可能となった原因が相手方にあるときには、その給付の受領者は金銭による価額の返還をすることを要しない。
- (4) 受領された給付の保存または保守のために合理的に要した費用については、その賠償を請求することができる。

第 7.3.7 条

(履行が一定期間にわたる契約に関する原状回復)

- (1) 履行が一定期間にわたる契約の解除においては、原状回復は解除の効果発生後の期間についてのみ請求することができる。ただし、当該契約が分割可能であるときに限る。
- (2) 原状回復がなされなければならない限りにおいて、第 7.3.6 条の規定を適用する。

第4節 損害賠償

第7.4.1条

(損害賠償請求権)

債権者は、いかなる不履行に対しても、排他的にまたは他の救済手段とともに損害賠償を請求する権利を有する。ただし、債務者が本原則のもとで免責されるときはこの限りではない。

第7.4.2条

(全部賠償)

- (1) 債権者は、不履行の結果受けた損害につき全部賠償を請求する権利を有する。この損害には、債権者の被った損失および奪われた利益の双方が含まれる。ただし、債権者が出費や損失を免れた結果得た利益は控除される。
- (2) 前項の損害は、身体的または精神的苦痛、その他の非金銭的損害を含む。

第7.4.3条

(損害の確実性)

- (1) 損害賠償は、将来発生する損害を含め、合理的な程度の確実性をもって証明された損害に対してのみ認められる。
- (2) 機会の喪失についても、その機会の生ずる蓋然性に応じた賠償を認めることができる。
- (3) 損害の額を十分な程度の確実性をもって証明することができないときは、その算定は裁判所の裁量に委ねられる。

第7.4.4条

(損害の予見可能性)

債務者は、契約締結時に、不履行の結果として生ずるであろうことを予見しまたは合理的に予見することができた損害についてのみ賠償の責任を負う。

第7.4.5条

(代替取引がなされたときの損害の証明)

債権者が契約を解除し、かつ、合理的期間内に合理的な方法で代替の取引を行ったときは、債権者は、契約価格と代替取引の価格の差額を請求することができるほか、その他の損害があればその賠償を請求することができる。

第7.4.6条

(時価による損害の証明)

- (1) 債権者が契約を解除し、かつ、代替取引を行わなかった場合において、契約の目的とされた給付につき時価が存在するときは、債権者は契約価格と解除時の時価の差額を請求することができるほか、その他の損害があればその賠償を請求することができる。
- (2) 時価とは、契約が履行されるべきであった場所において、類似の状況のもとで引き渡さ

れる物品または提供される役務に対して一般的に課される価格をいい、その場所に時価が存在しないときには、基準とすることが合理的とみられる他の場所における時価をいう。

第 7.4.7 条

(債権者に部分的に帰せられる損害)

損害が、債権者の作為もしくは不作為、または債権者がそのリスクを負担する他の出来事に部分的に起因するときには、損害賠償の額は、各当事者の行為を考慮し、それらの要素が当該損害に寄与した限りで減額される。

第 7.4.8 条

(損害の軽減)

- (1) 債務者は、債権者の被った損害につき、その債権者が合理的な措置を講ずることにより当該損害を軽減し得た限度において、賠償の責任を負わない。
- (2) 債権者は、損害を軽減すべく合理的に費やした費用の返還を請求する権利を有する。

第 7.4.9 条

(金銭の不払いに対する利息)

- (1) 債務者が弁済期に金銭の支払をしないときは、その不払いが免責されるか否かを問わず、債権者は、弁済期から支払済みまでの、その額に対する利息を請求する権利を有する。
- (2) 利率は、支払地において支払通貨に対して広く適用される、銀行による最優遇短期貸出の平均的利率とし、そのような利率がその地に存在しないときは、支払通貨の発行国における同様の利率とする。いずれの地にもそのような利率が存在しないときは、利率は支払通貨の発行国の法により定められた適切な利率によるものとする。
- (3) 不払いにより、それ以上の損害が生じたときは、債権者は追加的な損害賠償を請求する権利を有する。

第 7.4.10 条

(損害賠償額に対する利息)

非金銭債務の不履行のときには、損害賠償額に対する利息は、別段の合意がない限り、不履行の時から発生する。

第 7.4.11 条

(金銭賠償の態様)

- (1) 損害賠償は一括払いとする。ただし、損害の性質上それが適切るときには分割して支払うことができる。
- (2) 分割払いによる損害賠償は、指数による調整を行うことができる。

第 7.4.12 条

(損害賠償額算定のための通貨)

損害賠償額は、金銭債務が表示されている通貨または被った損害を表す通貨のうち、より適切なものにより算定される。

第 7.4.13 条

(不履行に対する支払の合意)

- (1) 契約に、債務を履行しない当事者はその不履行につき指定の金額を債権者に支払うべき旨の定めがあるときは、債権者は、現実の損害にかかわらず、その金額を請求する権利を有する。
- (2) 前項の場合において、不履行の結果生じた損害およびその他の事情に照らし、指定の金額が著しく過剰であるときは、反対の合意にかかわらず、その金額を合理的な額に減額することができる。

第 8 章 相殺

第 8.1 条

(相殺の要件)

- (1) 二当事者が互いに金銭または同種の履行をする債務を負う場合において、一方の当事者（以下、「第一当事者」という）は、自らの債務とその債権者（以下、「相手方」という）の債務を相殺することができる。ただし、相殺の時に、以下の各号の要件を満たしていなければならない。
 - (a) 第一当事者とその債務の弁済の権限を有すること。
 - (b) 相手方の債務の存在および金額が確定しており、かつ履行期が到来していること。
- (2) 両当事者の債務が同一の契約から生じたものである場合には、相手方の債務の存在または金額が確定していないときでも、第一当事者は自らの債務を相手方の債務と相殺することもできる。

第 8.2 条

(外国の通貨による相殺)

両債務が異なる通貨による金銭の支払を目的とするものである場合において、両通貨が自由に交換可能であり、かつ、第一当事者が特定の通貨で支払をすべき合意が当事者間にないときは、相殺権を行使することができる。

第 8.3 条

(通知による相殺)

相殺権は、相手方に対する通知によって行使する。

第 8.4 条

(通知の内容)

- (1) 通知は、相殺する債務を特定しなければならない。
- (2) 通知が、相殺の対象となる相手方の債務を特定していないときは、相手方は、合理的な期間内に、第一当事者に対して、相殺される債務を宣言することができる。そのような宣言がされないときは、すべての債務がその額に応じて相殺される。

第 8.5 条

(相殺の効果)

- (1) 相殺は相互の債務を消滅させる。
- (2) 両債務の金額が異なるときは、相殺は、少ない方の債務の金額の限度で債務を消滅させる。
- (3) 相殺は、相殺の通知の時点から効果を生ずる。

第 9 章 権利の譲渡、債務の移転、契約の譲渡

第 1 節 権利の譲渡

第 9.1.1 条

(定義)

本原則において、「権利の譲渡」とは、ある者（「譲渡人」）から他の者（「譲受人」）に対して、第三者（「債務者」）から金銭の支払またはその他の給付を受ける譲渡人の権利を、合意で移転することをいい、担保のための移転を含む。

第 9.1.2 条

(適用除外)

本節の規定は、以下の各号を規律する特則に従ってされた移転には適用しない。

- (a) 流通証券、権原証券または金融証券などの証券の移転
- (b) 営業譲渡の一環としての権利の移転

第 9.1.3 条

(非金銭債権の譲渡可能性)

金銭の支払以外の給付を求める権利の譲渡は、それによって債務が著しく負担の大きなものになる場合にはすることができない。

第 9.1.4 条

(一部譲渡)

- (1) 金銭の支払を求める権利はその一部を譲渡することができる。
- (2) その他の給付を求める権利の一部の譲渡は、その権利が可分であり、かつその譲渡によ

って債務が著しく負担の大きなものになる場合にはすることができない。

第 9.1.5 条

(将来の権利)

将来の権利の譲渡は、その権利が発生した時において、それが譲渡される権利であると特定できる場合は、譲渡の合意の時になされたものとみなす。

第 9.1.6 条

(個別に特定しない権利の譲渡)

権利の集合の譲渡は、それらの権利の譲渡の時または発生した時において、それらが譲渡される権利であると特定できる場合は、個別に権利を指定することなくすることができる。

第 9.1.7 条

(譲渡人と譲受人間の合意)

- (1) 権利は、債務者への通知を要することなく、譲渡人と譲受人間の合意のみによって譲渡することができる。
- (2) 債務者の同意はこれを要しない。ただし、その債務が当該事情のもとにおいて本質的に人的性質を有するものであるときはこの限りではない。

第 9.1.8 条

(債務者の追加的費用)

債務者は、譲渡によって生じた追加的費用に対して、譲渡人または譲受人から賠償を受ける権利を有する。

第 9.1.9 条

(譲渡禁止特約)

- (1) 金銭の支払を求める権利の譲渡は、譲渡を制限または禁ずる譲渡人と債務者間の合意にかかわらず効力を有する。この場合において、譲渡人の債務者に対する契約違反の責任が生ずることは妨げられない。
- (2) 金銭の支払以外の給付を求める権利の譲渡は、それが譲渡を制限または禁ずる譲渡人と債務者間の合意に反するときは、効力を生じない。ただし、譲渡の時において譲受人が合意を知らずかつ知るべきでなかったときは、譲渡は有効である。この場合において、譲渡人の債務者に対する契約違反の責任が生ずることは妨げられない。

第 9.1.10 条

(債務者への通知)

- (1) 債務者は、譲渡人または譲受人から譲渡の通知を受領するまでは、譲渡人に対して弁済することによって債務を免れる。
- (2) 前項の通知を受領したのちは、債務者は譲受人に対して弁済することによってのみ債務

を免れる。

第 9.1.11 条

(連続譲渡)

同一の権利が同一の譲渡人から 2 人またはそれ以上の譲受人に重ねて譲渡されたときは、債務者は通知を受領した順序に応じて弁済することによって債務を免れる。

第 9.1.12 条

(譲渡の適切な証拠)

- (1) 譲渡の通知が譲受人によってされたときは、債務者は譲受人に対して譲渡がされたことの適切な証拠を合理的な期間内に示すことを求めることができる。
- (2) 適切な証拠が示されるまでは、債務者は弁済を拒むことができる。
- (3) 適切な証拠が示されないときは、通知は効力を生じない。
- (4) 適切な証拠とは、譲渡人から出された、譲渡が行なわれたことを示す書面等をいう。

第 9.1.13 条

(抗弁と相殺権)

- (1) 債務者は、譲渡人に対して主張することができたすべての抗弁を譲受人に対して主張することができる。
- (2) 債務者は、譲渡の通知を受領した時点までに譲渡人に対して行使することができた相殺権を譲受人に対して行使することができる。

第 9.1.14 条

(譲渡された権利にかかわる権利)

権利の譲渡は、以下の各号に定める権利を譲受人に移転する。

- (a) 譲渡された権利に関し、支払その他の契約上の給付に対して譲渡人の有するすべての権利
- (b) 譲渡された権利の履行を担保するすべての権利

第 9.1.15 条

(譲渡人の保証)

譲受人に対して異なる内容の開示がされている場合を除き、譲渡人は譲受人に対して以下の各号に定めることを保証したものとする。

- (a) 譲渡された権利が将来の権利である場合を除き、譲渡の時点でその権利が存在していること。
- (b) 譲渡人がその権利を譲渡する権限を有すること。
- (c) その権利が既に他の譲受人に対して譲渡されておらず、かつそれが第三者の権利または請求の対象となっていないこと。
- (d) 債務者がいかなる抗弁も有していないこと。
- (e) 債務者も譲渡人も、譲渡された権利に関して相殺の通知をしておらず、またするこ

とはないであろうこと。

- (f) 譲渡人は、譲渡の通知がされる前に債務者から受領したすべての弁済を譲受人に償還すること。

第2節 債務の移転

第9.2.1条

(移転の態様)

金銭の支払またはその他の給付をすべき債務は、以下の各号のいずれかによって、ある者（「原債務者」）から他の者（「新債務者」）に移転することができる。

- (a) 第9.2.3条に従ってされた原債務者と新債務者の間の合意
- (b) 新債務者が債務を引き受ける旨の債権者と新債務者の間の合意

第9.2.2条

(適用除外)

本節の規定は、営業譲渡の一環としてされる債務の移転を規律する特則に従ってされた債務の移転には適用しない。

第9.2.3条

(移転に対する債権者の同意要件)

原債務者と新債務者の間の合意による債務の移転には、債権者の同意を要する。

第9.2.4条

(債権者の事前同意)

- (1) 債権者はその同意を事前に与えることができる。
- (2) 債権者が事前に同意を与えていたときは、債務の移転は、移転の通知が債権者に対してされた時、または債権者がこれを承認した時に効力を生ずる。

第9.2.5条

(原債務者の免責)

- (1) 債権者は原債務者を免責することができる。
- (2) 債権者は、新債務者が適切な履行をしない場合のために、原債務者を債務者として留めることもできる。
- (3) 前2項の場合を除き、原債務者と新債務者は連帯して債務を負う。

第9.2.6条

(第三者の履行)

- (1) 債務者は、債権者の同意を得ずに、別の者との間で、その者が債務者に代わって債務を履行する旨の契約をすることができる。ただし、その債務が本質的に人的性質を有する場合はこの限りではない。

(2) 前項の場合において、債権者は債務者に対して請求することを妨げられない。

第 9.2.7 条

(抗弁と相殺権)

- (1) 新債務者は、債権者に対して、旧債務者が債権者に対して主張することができたすべての抗弁を主張することができる。
- (2) 新債務者は、原債務者が債権者に対して行使し得た相殺権を債権者に対して行使することができない。

第 9.2.8 条

(移転した債務にかかわる権利)

- (1) 債権者は、移転した債務に関し、支払またはその他の給付についての契約上のすべての権利を新債務者に対して主張することができる。
- (2) 原債務者が第 9.2.5 条第(1)項によって免責される場合には、債務の履行のために新債務者以外の者によって提供されていた担保も消滅する。ただし、担保提供者が債権者のために担保を維持することに合意したときはこの限りではない。
- (3) 原債務者の免責は、債務の履行のために原債務者によって債権者に対して提供されていた担保にも及ぶ。ただし、その担保が原債務者と新債務者の間の取引の一部として移転された財産に設定されているときはこの限りではない。

第 3 節 契約の譲渡

第 9.3.1 条

(定義)

「契約の譲渡」とは、ある者（「譲渡人」）から他の者（「譲受人」）に対する別の者（「相手方」）との契約から生ずる譲渡人の権利義務の合意による移転をいう。

第 9.3.2 条

(適用除外)

本節の規定は、営業譲渡の一環としてされる契約の移転を規律する特則に従ってされた契約の譲渡には適用しない。

第 9.3.3 条

(相手方の同意要件)

契約の譲渡には、相手方の同意を要する。

第 9.3.4 条

(相手方の事前同意)

- (1) 相手方はその同意を事前に与えることができる。
- (2) 相手方が事前に同意を与えていたときは、契約の譲渡は、譲渡の通知が相手方に対して

された時、または相手方がこれを承認した時に効力を生ずる。

第 9.3.5 条

(譲渡人の免責)

- (1) 相手方は譲渡人を免責することができる。
- (2) 相手方は、譲受人が適切な履行をしない場合のために、譲渡人を債務者として留めることもできる。
- (3) 前 2 項の場合を除き、譲渡人と譲受人は連帯して債務を負う。

第 9.3.6 条

(抗弁と相殺権)

- (1) 契約の譲渡が権利の譲渡を含む限りにおいて、第 9.1.13 条を準用する。
- (2) 契約の譲渡が債務の移転を含む限りにおいて、第 9.2.7 条を準用する。

第 9.3.7 条

(契約とともに移転する権利)

- (1) 契約の譲渡が権利の譲渡を含む限りにおいて、第 9.1.14 条を準用する。
- (2) 契約の譲渡が債務の移転を含む限りにおいて、第 9.2.8 条を準用する。

第 10 章 時効期間

第 10.1 条

(本章の適用範囲)

- (1) 本原則によって規律される権利は、本章の規定に従い、「時効期間」と称する期間の経過によって行使できなくなる。
- (2) 一方の当事者による権利の取得または行使の条件として、相手方に対する通知または何らかの行為（司法手続の開始を除く）が本原則の下で求められている場合において、本章の規定は、その通知または行為をするための期間には適用しない。

第 10.2 条

(時効期間)

- (1) 一般時効期間は、債権者の権利を行使可能にする事実を債権者が知り、または知るべきであった日の翌日から起算して 3 年とする。
- (2) いかなる場合においても、長期時効期間は権利が行使可能となった日の翌日から起算して 10 年とする。

第 10.3 条

(当事者による時効期間の変更)

- (1) 当事者は時効期間を変更することができる。

- (2) もっとも、以下のことは認められない。
- (a) 一般時効期間を1年未満に短縮すること。
 - (b) 長期時効期間を4年未満に短縮すること。
 - (c) 長期時効期間を15年を超える長さに延長すること。

第10.4条

(承認による新たな時効期間)

- (1) 債務者が、一般時効期間の満了前に、債権者の権利を承認したときは、新たな一般時効期間が承認の日の翌日から進行する。
- (2) 長期時効期間は新たな進行を開始しないが、第10.2条第(1)項に定める新たな一般時効期間の進行によって、これを超えることができる。

第10.5条

(司法手続による停止)

- (1) 時効期間の進行は、以下の各号に定める時に停止する。
 - (a) 債権者が、司法手続の開始によって、またはすでに開始している司法手続において、法廷地法によって債権者の債務者に対する権利の主張と認められる行為を行なった時
 - (b) 債務者が倒産した場合において、債権者が倒産手続においてその権利を主張した時
 - (c) 債務者である法人の清算手続において、債権者がその権利を主張した時
- (2) 停止は、裁判が確定した時またはその他の方法によって手続が終結した時まで継続する。

第10.6条

(仲裁手続による停止)

- (1) 時効期間の進行は、債権者が、仲裁手続の開始によって、またはすでに開始している仲裁手続において、仲裁廷の法によって債権者の債務者に対する権利の主張と認められる行為を行なった時に停止する。仲裁手続についての規則または仲裁手続の正確な開始日を決定する規定がないときは、手続は係争中の権利を仲裁に付すことを求める要求が債務者に到達した日に開始したものとみなす。
- (2) 停止は拘束力のある仲裁判断がなされ、またはその他の方法によって手続が終了した時まで継続する。

第10.7条

(代替的紛争解決)

第10.5条および第10.6条の規定は、当事者双方が第三者に補助を依頼して紛争の合意による解決を試みる他の手続に準用する。

第10.8条

(不可抗力、死亡または能力制限による停止)

- (1) 債権者が、自己の支配を超え、かつ、それを回避することも克服することもできない障

害により、第 10.5 条から第 10.7 条までの規定によって時効期間の進行を止めることができなかつたときは、一般時効期間は停止し、当該障害が消滅したのち 1 年を経過する前に満了することはない。

- (2) 障害が債権者または債務者の能力制限または死亡からなるときは、停止は、制限能力者または死亡者もしくは遺産の代理人が指名された時、または相続人が当該当事者の地位を承継した時に終了する。この場合、第(1)項に規定する 1 年の付加期間を準用する。

第 10.9 条

(時効期間の満了の効果)

- (1) 時効期間の満了は当該権利を消滅させない。
(2) 時効期間の満了が効力を生ずるためには、債務者がそれを抗弁として援用しなければならない。
(3) 時効期間の満了が援用された場合でも、当該権利は抗弁として主張することができる。

第 10.10 条

(相殺権)

債権者は、債務者が時効期間の満了を援用するまでは、相殺権を行使することができる。

第 10.11 条

(不当利得)

債務を消滅させるための履行がされた場合において、時効期間が満了していたことのみを理由に不当利得の返還を求めることはできない。

第 11 章 複数の債務者および債権者

第 1 節 複数の債務者

第 11.1.1 条

(定義)

数人の債務者が一人の債権者に対して同一の債務を負う場合において、

- (a) 各債務者が債務の全部について義務を負うときは、その債務は連帯債務であり、
(b) 各債務者がその負担部分についてのみ義務を負うときは、その債務は分割債務である。

第 11.1.2 条

(連帯債務の推定)

数人の債務者が一人の債権者に対して同一の債務を負うときは、特段の事情がない限り、債務者は連帯債務を負うものと推定する。

第 11.1.3 条

(連帯債務者に対する債権者の権利)

債務者が連帯債務を負うときは、債権者は、全部の履行を受けるまでは、いずれの債務者に対しても履行を請求することができる。

第 11.1.4 条

(抗弁と相殺権の対抗)

債権者から請求を受けた連帯債務者の一人は、自らに固有のまたはすべての連帯債務者に共通の、すべての抗弁と相殺権を主張することができるが、他の連帯債務者の一人または数人に固有の抗弁および相殺権を主張することはできない。

第 11.1.5 条

(履行または相殺の効力)

連帯債務者の一人による履行もしくは相殺または債権者による連帯債務者の一人に対する相殺により、当該履行または相殺の限度で、債権者との関係で他の連帯債務者も債務を免れる。

第 11.1.6 条

(権利放棄または和解の効力)

- (1) 連帯債務者の一人に対する権利の放棄または連帯債務者の一人との和解により、特段の事情がない限り、権利放棄を受けたまたは和解をした当該債務者の負担部分について、他のすべての債務者も債務を免れる。
- (2) 他の連帯債務者は、権利放棄を受けた債務者の負担部分について債務を免れたときは、権利放棄を受けた当該債務者に対する第 11.1.10 条に基づく求償権を失う。

第 11.1.7 条

(時効期間の満了または停止の効力)

- (1) 債権者の権利の時効期間が、連帯債務者の一人について満了したときであっても、以下の各号に定める事項に影響を及ぼさない。
 - (a) 当該債権者に対する他の連帯債務者の債務
 - (b) 第 11.1.10 条に基づく連帯債務者間の求償の権利
- (2) 債権者が連帯債務者の一人に対して第 10.5 条、第 10.6 条、または第 10.7 条の規定に定める手続を開始したときは、時効期間の進行は他の連帯債務者に対してもまた停止する。

第 11.1.8 条

(裁判の効力)

- (1) 債権者に対する連帯債務者の一人の責任についての裁判所の判断は、以下の各号に定める事項に影響を及ぼさない。
 - (a) 当該債権者に対する他の連帯債務者の債務
 - (b) 第 11.1.10 条に基づく連帯債務者間の求償の権利

- (2) 前項の規定にかかわらず、その判断が当該債務者に固有の理由に基づくものである場合を除き、他の連帯債務者はその判断を援用することができる。この場合においては、第 11.1.10 条に基づく連帯債務者間の求償の権利はそれに応じて影響を受ける。

第 11.1.9 条

(連帯債務者間の負担割合)

連帯債務者の間においては、債務者は、特段の事情がない限り、平等の割合で負担部分を負う。

第 11.1.10 条

(求償権の範囲)

自らの負担部分を超えて履行をした連帯債務者は、その超過部分について、他の連帯債務者のいずれに対しても、各債務者の未履行の負担部分の限度で求償することができる。

第 11.1.11 条

(債権者の権利)

- (1) 第 11.1.10 条が適用される連帯債務者は、他の連帯債務者のすべてまたは一部から各債務者の未履行の負担部分の限度で超過部分の償還を得るために、履行を担保するすべての権利を含む債権者の権利を行使することができる。
- (2) 全部の履行を受けていない債権者は、求償権を行使する連帯債務者に優先して、未履行部分について各連帯債務者に対する権利を保持する。

第 11.1.12 条

(求償における抗弁)

債務を履行した他の連帯債務者から求償権の行使を受けた連帯債務者は、

- (a) 当該他の連帯債務者が債権者に対して主張することができた共通の抗弁および相殺権を主張すること、および、
- (b) 自らに固有の抗弁を主張することができるが、
- (c) 他の連帯債務者の一人または数人に固有の抗弁および相殺権を主張することはできない。

第 11.1.13 条

(償還の不能)

自らの負担部分を超えて履行した連帯債務者の一人が、あらゆる合理的な努力にもかかわらず、他の連帯債務者の一人から償還を得ることができないときは、履行した債務者を含むその他の連帯債務者の負担部分はその割合に応じて増加する。

第2節 複数の債権者

第 11.2.1 条

(定義)

数人の債権者が一人の債務者に対して同一の債務の履行を請求することができる場合において、

- (a) 各債権者がその持分のみを請求できるときは、その債権は分割債権であり、
- (b) 各債権者が全部の履行を請求することができるときは、その債権は連帯債権であり、
- (c) すべての債権者が共同して履行の請求をしなければならないときは、その債権は共同債権である。

第 11.2.2 条

(連帯債権の効力)

連帯債権者の一人に対する債務の全部の履行により、債務者は他の連帯債権者との関係でも債務を免れる。

第 11.2.3 条

(連帯債権者に対する抗弁の対抗)

- (1) 債務者は、連帯債権者のいずれに対しても、当該債権者との関係に固有の抗弁および相殺権ならびにすべての連帯債権者に対して主張しうる抗弁および相殺権を主張することができる。しかし、他の連帯債権者の一人または数人との関係に固有の抗弁または相殺権を主張することはできない。
- (2) 第 11.1.5 条, 第 11.1.6 条, 第 11.1.7 条, および第 11.1.8 条の規定は連帯債権に準用する。

第 11.2.4 条

(連帯債権者間の持分割合)

- (1) 連帯債権者の間においては、債権者は、特段の事情がない限り、平等の割合で持分を有する。
- (2) 自らの持分を超えて履行を受けた連帯債権者は、その超過部分を、他の連帯債権者にそれぞれの持分の限度で移転しなければならない。